

旅館業営業承継承認申請書（譲渡）

事 項	事業譲渡により旅館業の申請者の地位を承継する場合に、 <u>事前に承継承認申請</u> が必要です。
提出部数	1部
手数料	7,700円（現金）
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業の譲渡を証する書類 ・譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の「定款又は寄附行為の写し」及び「登記事項証明書」
	<ul style="list-style-type: none"> ・許可指令書 <p>共同浴場、貸切風呂、客室露天風呂等（客室に設置され宿泊者が浴槽水を入れかえることができる浴室を除く）がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴場の平面図（脱衣室、洗い場、浴槽、機械室等を明記し、縮尺を記載） ・循環ろ過系統図（給水、排水を含む） ・ろ過器の構造や性能などを明記した書類 ・浴槽水管理のための衛生管理記録表
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 譲渡の効力が承認より前に発生する場合は、新規の許可を要することになり、令和5年12月より導入された承認制度は適用されません。 2. 営業許可の一部を譲渡する場合（たとえば、1号棟及び2号棟を有し、両棟における旅館業を一体的に管理するものとして一つの許可を受けている旅館業の営業者が、どちらか一方の棟における事業のみを譲渡する場合等）には、令和5年12月から導入された承認制度は適用されません。

様式第2号（第3条関係）

旅館業営業承継承認申請書（譲渡）

年 月 日

松本市保健所長 様

<譲受人>

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

生年月日

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先（電話）

<譲渡人>

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先（電話）

旅館業法第3条の2第1項の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 譲渡の予定年月日
- 2 営業施設の名称及び所在地
- 3 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書